

電原運第 2022 - 8 号

令和 4 年 4 月 12 日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

中国電力株式会社  
執行役員  
電源事業本部部長（原子力管理）  
三村 秀行

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画における読み替えについて

平素より当社事業運営に関しまして、格別のご指導とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、令和 3 年 10 月 8 日付けで修正した島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画  
について、国土交通省自動車局の組織改編に伴い、記載の変更が必要となりました。  
つきましては、次回修正までの期間、添付資料のとおり読み替えにより運用いたしますの  
でご連絡申し上げます。

添付資料

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

以 上

島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画読み替え表

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図4-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路 (事業所外運搬)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察署</li> <li>事象発生場所を管轄する消防署</li> <li>事象発生場所を管轄する自衛隊</li> <li>事象発生場所を管轄する労働局</li> <li>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>島根原子力規制事務所</li> <li>内閣府(内閣総理大臣)</li> <li>内閣府(政策統括官(原子力防災担当)付)</li> <li>内閣官房</li> <li>原子力規制委員会(原子力規制庁緊急事案対策室)</li> <li>経済産業省(資源エネルギー庁原子力政策課)</li> <li>中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課</li> <li>国土交通大臣             <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生が海上の場合</li> <li>海事局検査測度課</li> <li>事象発生が陸上の場合</li> <li>自動車局安全・環境基準課</li> </ul> </li> </ul> <p>☐ : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先</p>	<p>別図4-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報経路 (事業所外運搬)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察署</li> <li>事象発生場所を管轄する消防署</li> <li>事象発生場所を管轄する自衛隊</li> <li>事象発生場所を管轄する労働局</li> <li>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>島根原子力規制事務所</li> <li>内閣府(内閣総理大臣)</li> <li>内閣府(政策統括官(原子力防災担当)付)</li> <li>内閣官房</li> <li>原子力規制委員会(原子力規制庁緊急事案対策室)</li> <li>経済産業省(資源エネルギー庁原子力政策課)</li> <li>中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課</li> <li>国土交通大臣             <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生が海上の場合</li> <li>海事局検査測度課</li> <li>事象発生が陸上の場合</li> <li>自動車局車両基準・国際課</li> </ul> </li> </ul> <p>☐ : 原災法第10条第1項の規定に基づく通報先</p>	<p>○ 国土交通省自動車局の組織改編に伴う読み替え</p>

現 行	読み替え後	理 由
<p>別図5-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路 (事業所外運搬)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察署</li> <li>事象発生場所を管轄する消防署</li> <li>事象発生場所を管轄する自衛隊</li> <li>事象発生場所を管轄する労働局</li> <li>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>島根原子力規制事務所</li> <li>内閣府(内閣総理大臣)</li> <li>内閣府(政策統括官(原子力防災担当)付)</li> <li>内閣官房</li> <li>原子力規制委員会(原子力規制庁緊急事案対策室)</li> <li>経済産業省(資源エネルギー庁原子力政策課)</li> <li>中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課</li> <li>国土交通大臣 <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生が海上の場合(海事局検査測度課)</li> <li>事象発生が陸上の場合(自動車局安全・環境基準課)</li> </ul> </li> <li>現地対策本部又はオフサイトセンター(現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会)</li> <li>原子力災害対策本部(内閣府内)又は関係省庁事故対策連絡会議</li> </ul> <p>☐ : 原災法第25条第2項の規定に基づく応急措置の報告先</p>	<p>別図5-4 原災法第10条第1項の規定に基づく通報後の連絡経路 (事業所外運搬)</p> <p>事業所外運搬責任者 → 原子力防災管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生場所を管轄する都道府県知事</li> <li>事象発生場所を管轄する市町村長</li> <li>事象発生場所を管轄する警察署</li> <li>事象発生場所を管轄する消防署</li> <li>事象発生場所を管轄する自衛隊</li> <li>事象発生場所を管轄する労働局</li> <li>事象発生場所を管轄する労働基準監督署</li> <li>事象発生場所を管轄する海上保安部</li> <li>島根原子力規制事務所</li> <li>内閣府(内閣総理大臣)</li> <li>内閣府(政策統括官(原子力防災担当)付)</li> <li>内閣官房</li> <li>原子力規制委員会(原子力規制庁緊急事案対策室)</li> <li>経済産業省(資源エネルギー庁原子力政策課)</li> <li>中国経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課</li> <li>国土交通大臣 <ul style="list-style-type: none"> <li>事象発生が海上の場合(海事局検査測度課)</li> <li>事象発生が陸上の場合(自動車局車両基準・国際課)</li> </ul> </li> <li>現地対策本部又はオフサイトセンター(現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会)</li> <li>原子力災害対策本部(内閣府内)又は関係省庁事故対策連絡会議</li> </ul> <p>☐ : 原災法第25条第2項の規定に基づく応急措置の報告先</p>	<p>○国土交通省自動車局の組織改編に伴う読み替え</p>